

日本国環境省と米国内務省との間の 国立公園分野における協力覚書（仮訳）

日本国環境省及びアメリカ合衆国内務省（以下、個別に「各参加者」、総称して「両参加者」という）は、
アメリカ合衆国建国 250 周年という記念すべき機会を認識し、
米国政府が日本において「フリーダム 250（F250）」記念行事を継続的に開催し、日米関係の強化及び共通の優先課題と価値観の推進に努めていることを称え、
2031 年に日本の国立公園制度創設 100 周年を迎えることを認識し、
国立公園分野における両国間の既存の友好関係を強化する意思を強調し、
両国間の協力が国立公園の効果的な保全・管理を強化し、その適切な利用を促進し得ることを認識し、
各国の法令に基づき、以下の認識に達した：

第 1 項 目的

本協力覚書（以下「覚書」という）は、国立公園の分野における相互協力を強化、促進、発展させ、それによって国立公園の保全と管理を強化し、両参加者の国立公園の適切な利用を促進するという約束を再確認することを目的とする。

第 2 項 協力分野

両参加者は、国立公園に関連する以下の相互に特定された分野における協力活動について連携を図る。

1. 国立公園の保全管理（例：ボランティアシステム、インタープリテーション計画、来訪者管理、災害対策等）
2. 野生生物の保護管理（例：希少動植物種、外来生物、鳥獣保護管理等）
3. 生物多様性の保全（例：自然再生）
4. レクリエーション・エコツーリズム
5. 環境教育
6. モニタリング技術・データ管理
7. 情報発信

第 3 項 フォーカル・ポイント

本覚書に基づく活動の効果的な実施を確保するため、両参加者は関連事項全般について各代表として活動する連絡窓口を指定する。日本の環境省の連絡窓口は自然環境局国立公園課長とする。米国内務省の連絡窓口は島嶼・国際・海洋問題担当次官補とする。

第4項 実施と協力の形態

各参加者が提供する財政資源の範囲内で、両参加者は共同で、以下の適切な形態を含む協力を奨励し促進することを決定する。

1. 2026 年末までに、自然景観、豊かな生態系、野生生物の生息地など類似した特徴を有するそれぞれの国立公園間の新たな姉妹公園提携を最終決定すること、
2. 対話会議を開催すること、
3. ワークショップ及び研修プログラムを通じ、両参加者の官民機関間における情報、知識、技術、経験、ベストプラクティス、教訓及び専門知識の交換を促進すること。
4. 両参加者の職員間の人的交流を奨励すること。
5. 相互の観光及び相手参加者の国立公園への訪問を促進すること。

第5項 知的財産権

本覚書に基づく活動から生じる知的財産権は、各国の法令に従って行使されることが期待され、必要に応じて別途文書で詳細を定めることがある。

第6項 機密性

各参加者は、本覚書の実施期間中におよび本覚書に基づき作成されたその他の文書において、相手方参加者から受領または提供された文書、情報、その他のデータの機密性および機微性を保持することが求められる。第6項の内容は、各国の現行法令の規定に抵触するものではない。いずれの参加者も、本覚書に基づき相手方参加者から受領した機微情報を、相手方参加者への事前の書面による通知なしに開示する意図はない。

第7項 変更

本覚書は、両参加者の書面による合意により、いつでも変更することができる。

第8項 相違の解決

本覚書の内容の解釈または適用に起因するいかなる相違も、両参加者の間の協議を通じて友好的に解決されることを意図する。

第9項
一般事項

本覚書に基づく協力は、署名日より開始し、5年間継続することを目的とする。両参加者の双方の書面による合意により延長されるか、またはいずれかの参加者が相手方参加者に対し書面による通知を行うことにより、いつでも終了させることができる。

協力の中止は、いずれかの参加者が別段の決定をしない限り、進行中のプロジェクトまたは活動の期間に影響を及ぼすことを意図するものではない。本覚書は、国内法または国際法に基づく権利または義務に影響を与えず、またそれらを創設するものではない。

2026 年 3 月 13 日に、英語による本書 2 通に署名した。

日本国環境省

米国内務省

石原宏高
環境大臣

ダグラス・バーガム
内務長官